

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく
午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域

平成11年2月26日

公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）第6条第2項の規定により、同項各号のいずれにも該当する地域として次の地域を指定し、平成11年4月1日から施行する。

千葉市中央区のうち院内1丁目、要町（東日本旅客鉄道株式会社総武本線鉄道用地敷以南の区域に限る。）、栄町、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、富士見1丁目（東日本旅客鉄道株式会社総武本線鉄道用地敷以南の区域に限る。）、富士見2丁目（東日本旅客鉄道株式会社外房線鉄道用地敷以東の区域に限る。）及び本千葉町（東日本旅客鉄道株式会社外房線鉄道用地敷以東の区域に限る。ただし、10番から12番の区域を除く。）